

6 指定の期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(5年間)
7 選定方法	非公募
8 設置目的等 (設置および管理に関する条例より抜粋)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第28条第1項の規定に基づき、滋賀県立聴覚障害者センターを草津市大路二丁目に設置する。
9 管理運営目標 (基本協定より抜粋)	(1) 施設利用者の満足度を高めるための取り組みを図るとともに、施設利用者の拡大に努める。 (2) サービスの質の向上を図るため、自己評価の実施、実施結果の公表、改善策の取り組みの実施に努める。 (3) ボランティアや地域住民等との積極的な交流を図るとともに、聴覚障害に対する理解促進のための啓発活動に努める。 (4) 施設利用者の苦情に対する受付体制や解決体制を整備し、苦情に対し適切に対応するよう努める。 (5) 管理経費の年間1%削減など、経費削減に一層取り組み、効率的な運営に努める。

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会	平成17年度以前 管理受託者 (社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会
指定管理料 (委託料)	総額(5年間) 214,600千円 平成18年度 44,139千円	平成15年度 45,237千円 平成16年度 45,964千円 平成17年度 43,598千円
利用人数	平成18年度 10,728人	平成15年度 9,042人 平成16年度 8,988人 平成17年度 11,358人
利用料金収入	—	—

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・大学生や各団体等の施設見学や、小中学生の総合学習を可能な限り受入れた。
- ・ビデオのストーリーミング配信を開始した。
- ・ホームページの更新およびメールマガジンの配信を開始した。
- ・ビデオの貸出期間を1週間延長した。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・待機電源のカットや冷暖房使用の節制による電力節減、紙の有効活用(両面印刷)に努めた。
- ・庁舎管理委託業務の仕様等の見直しにより委託料の削減に努めた。

(5) その他の個別意見等

- ・草津市1か所しかないので、県内全域の人が同じように利用できる運営が望まれる。
- ・施設管理と聴覚障害者事業をより効率的に行う方法等について引き続き検討することが望まれる。
- ・老朽化した施設および備品の計画的な修繕・更新や、地上デジタル放送に向けたデジタル設備等の対応が望まれる。
- ・高齢化による潜在的な聴覚障害者も多いことから、保健サイドとの連携が望まれる。
- ・福祉施設の分野に指定管理者制度を導入したことにより、効率性の追求に主眼が置かれ、障害者の利益が阻害されていることのないよう十分な検討が望まれる。

10 滋賀県立びわ湖こどもの国

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	健康福祉部子ども・青少年局
2 施設の名称	滋賀県立びわ湖こどもの国
3 施設の所在地	高島市安曇川町北船木2981
4 指定管理者	守山市守山二丁目1番23号 社会福祉法人友愛
5 指定の日	平成18年1月6日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(5年間)
7 選定方法	公募(5者)
8 設置目的等 (設置および管理に関する条例より抜粋)	次代を担う児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするための施設として、滋賀県立びわ湖こどもの国を高島市安曇川町北船木に設置する。
9 管理運営目標 (基本協定より抜粋)	(1) こどもの国の効率的運営に関する数値目標として、平成14年度の特設施設等の利用料収入を基本として、5年間の特設施設等の利用料収入の平均10%増を目標とする。 (2) こどもの国の有効活用に関する数値目標として、平成14年度入園者数を目標とする。 (3) こどもの国の活動状況に関する数値目標として、平成14年度の行事への参加者数の15%増を目標とする。

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (社福)友愛	平成17年度以前 管理受託者 (社福)滋賀県社会福祉事業団
指定管理料 (委託料)	総額 (5年間) 475,000千円 平成18年度 94,718千円	平成15年度 130,911千円 平成16年度 129,894千円 平成17年度 140,422千円
利用人数	平成18年度 165,536人	平成15年度 121,547人 平成16年度 116,238人 平成17年度 158,360人
利用料金収入	平成18年度 34,636千円	平成15年度 27,445千円 平成16年度 26,969千円 平成17年度 33,595千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・開園時間を延長した。(3月21日から9月30日は9時から19時)
- ・3月1日から11月30日は休園日無しとした。
- ・臨時駐車場を設けるなど、駐車スペースを増やした。
- ・利用時間を見直した。(宿泊者の入浴終了時間を21時から22時など)
- ・イベントや教室などを毎月企画し実施した。

(4) 管理経費節減のための取り組み

- ・冒険水路の水を水道水から地下水利用へ切り替えた。
- ・食堂のA重油使用給湯器をガス温水器に切り替えた。
- ・屋外設備の一部で発電機を使用した電力に切り替えた。
- ・職員自らが一部の施設管理を行った。(繁忙期の駐車場管理など)

(5) その他の個別意見等

- ・食堂については利用者アンケート等の要望により改善されているが、今後も施設利用者がより満足される食堂運営が望まれる。
- ・基本協定の仕様書に記載されている指定管理者の業務として、「児童の健全な育成を図るための調査および研究」があるが、指定管理者から提出された平成18年度の実績報告には、その業務について具体的な記述がなかった。報告書の内容について十分なチェックが望まれる。

11 滋賀県立テクノファクトリー

(1) 指定管理の概要

1 施設所管部課	商工観光労働部新産業振興課
----------	---------------

2 施設の名称	滋賀県立テクノファクトリー
3 施設の所在地	草津市野路町字砂池2254-4
4 指定管理者	大津市打出浜2番1号 財団法人滋賀県産業支援プラザ
5 指定の日	平成17年12月21日
6 指定の期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで(3年間)
7 選定方法	非公募
8 設置目的等 (設置および管理に関する条例より抜粋)	独創的な技術に基づき、研究開発の成果を利用して行われる新製品の試作ならびに製造に係る技術の開発および改良を支援することにより、県内における産業の振興を図るため、滋賀県立テクノファクトリーを草津市野路町に設置する。
9 管理運営目標 (基本協定より抜粋)	(1) 収支改善目標：平成18年度の支出額を上限とし、これを毎年度下回ることとする。 (2) 入居率目標：各年度の入居率は、80%を維持することとする。

(2) 指定管理と管理委託の比較

	平成18年度 指定管理者 (財)産業支援プラザ	平成17年度以前 管理受託者 (財)産業支援プラザ
指定管理料 (委託料)	総額(3年間) 29,096千円 平成18年度 9,500千円 (プラザから県への納付金額)	平成15年度 7,495千円 平成16年度 7,035千円 平成17年度 7,620千円
利用人数	平成18年度 12企業	平成15年度 14企業 平成16年度 12企業 平成17年度 11企業
利用料金収入	平成18年度 28,473千円	平成15年度 28,073千円 平成16年度 25,944千円 平成17年度 24,057千円

(3) 利用者サービス向上のための取り組み

- ・インキュベーション・マネージャーによる入居企業への訪問指導を行った。